

19/100

第1 設問 (1) フォー

15/45

1. 法15条8号は、Bが日本滞在中に妊娠・出産する自由を制約し、憲法(以下、略)13条後段に反し、違憲である。

13条後段は、幸福追求権として、個人の人格的生存に不可欠な自由を保障している。女性にとって子供を妊娠・出産することは、生物学上人間の根幹にある営みであるから、その人格的生存に不可欠な自由として、13条後段により保障される。

① 1/2
② 2
③ 2

法15条8号は、特定常務外国人の日本滞在中の妊娠及び出産を禁止している。そのため、特定常務外国人であるBは、日本滞在中に^{に妊娠}~~妊娠~~及び出産をする自由を制約されている。

したがって、法15条8号は、13条後段に反し、違憲である。

2. 法18条1項は、Bが^{裁判官の合状}~~法定手続~~によらずに收容される自由を制約し、31条に反し、違憲である。

31条は、法定手続を保障しているが、これは形式的に手続の法定を要求するだけでは足りず、その手続内容の妥当性をも要求するものである。身柄を拘束されるにあたっては、裁判官の合状によらなければならないことも、31条により保障される。

法18条1項は、法15条各号に定める禁止行為を行ったと疑うに足る相当な理由がある特定常務外国人を、警備官限りの判断で收容できる旨定められている。Bは、同項に基づき裁判官の合状によることなく、身柄を拘束され、出国^{準備}センターに收容されたのであるから、法18条1項は、31条に反し、違憲である。

3. 法19条3項は、Bが日本国内に居住する自由を制約し、22条1項に反し、違憲である。

22条1項は居住の自由を保障している。法19条3項は、審査官が特定常務外国人に強制出国命令書を発付できる旨定め、特定常務外国人であるBは、法15条8号に反してBは、審査官から強制出国命令書の発付を受けた^{その旨に反して}A国に出国せよとされているから、日本国内に居

+1
④ 1

第

問

住する自由を制約したとみる。したがって、法19条3項は、22条1項に反し、違憲である。

第2 設問2について。

1. (1) 国の反論①

A国籍を有する外国人であるBは、憲法の保障を受けない。

(2) 私見

基本的人権の保障を受ける「国民」(11条)とは、日本国籍を有する者であると考えのが原則である。ただし、基本的人権の自然権的性質に鑑みると、その性質上日本国民に限定しなくてもものを除いて、外国人にもその権利の保障が及び得るべきである。

2. (1) 国の反論②

Bが日本滞在中に妊娠・出産する自由を制約することは、法の趣旨・目的に照らして許さるべきでないため、合憲である。

(2) 私見

3. 甲が主張するように女性が妊娠・出産する自由は、生物学上人間の根幹にある営みである。また、その父親であるCが在住する日本国内で妊娠・出産することは、産まれてくる子の福祉の観点からも重要である。そして、妊娠の事実が審判官に認定されたBは、国籍国であるA国へ強制出国となったため、その自由を一切制約された。したがって、制約が正当化されるべきかは、その規制目的が重要であるが、目的達成の手段として必要最小限度のものであると判断する。

4. 法15条8号が特定常務外国人の日本滞在中の妊娠・出産を禁止したのは、少子高齢化の懸念で労働力の不足を深刻化する産業、労働力を確保のために受け入れた特定常務外国人が妊娠すれば就労が困難となり、労働力を確保の目的に資しないこと、外国人を大規模に受け入れた結果、社会的・政治的な軋轢を生じさせないため、長期定住は認めない必要性があること、子の養育のため、労働力の乏しい病性に関わらず長期化が見込まれること、保育・教育・医療サービス

第

問

等々の有限な社会資源の逼迫を防ぐことにある。国家の経済成長にヒツテ労働力の確保は重要である。社会的、政治的軋乗樂から~~して~~国家秩序を守ることも重要である。国民への社会保障リソースの確保も重要である。

しかし、特定労働外国人の~~増加~~したことで直ちに就労が不可能になるわけではなく、熟練した技能と専門的知識を要しない特定労働は、欠員の補充が比較的容易である。また、定住を長期化するに直ちに国家秩序を破壊するわけではなく、^{刑法}違反行為を行つた者に対象を限定すれば十分である。社会保障は、日本国民に必要な資源を確保した上で、^{外国人に}余剰資源を分配する仕組みを作ればよく、~~増加~~・出産などのものを禁止する必要はない。

したがって、制約手段が目的達成のために必要最小限度のものであるため、法15条8号は、13条便段に反し、違憲である。

3. (4) 国の反論③

法18条1項による~~収容~~収容は、行政処分であつて、刑事手続ではないため、31条の適用を要しない。

(2) 私見

法18条1項に基づく収容は、行政官である警備官が法15条各号に該当する事実がある疑うに足る相当な理由がある特定労働外国人を^に出国準備センターに所在すること義務付ける行政処分である。

31条は、刑事手続の保障を定めたものであるが、行政処分であっても、その権利制約の程度によっては、31条の趣旨が及ぶ。

収容処分は、身体の移動の自由という重要な権利を制約するものであるが、31条の趣旨が及ぶ。

したがって、裁判官の令状で、行政官の事前審査に基づく収容令書なくともなる収容は、31条に反し、違憲である。

(第 1 問)

1	
2	4. 法(9条3項付. 22条(項)に反し。
3	
4	
5	流石に文量少すぎた事
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

以上